

## 相続税の物納 その1

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

【相続税の延納】(相続税法第38条、第39条、第48条の2、第52条、相続税法施行令第12条～第15条、国税通則法第50条、租税特別措置法第70条の10、第70条の11、第93条、租税特別措置法施行令第40条の11)

相続税の納税は、申告期限までに行うことになっています。

なお、相続税について延納又は物納を希望する場合には、申告書の提出期限までに税務署に申告書などを提出して許可を受ける必要があります。

### ① 物納制度の概要

国税は金銭で納付することが原則ですが、相続税については、延納によっても金銭で納付することが困難とする事由がある場合には、**納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度**として一定の相続財産による物納が認められています。(注1)

### ② 物納の要件

次に掲げるすべての要件を満たす場合には、物納の許可を受けることができます。

イ 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。

ロ 物納申請財産は、納付すべき相続税の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、次に掲げる財産及び順位で、その所在が日本国内にあること。(注2)

第1順位 国際、地方債、不動産、船舶

第2順位 社債(特別の法律により法人の発行により法人の発行する出資証券を含みますが、短期社債等は除かれます。)、株式(特別の法律により法人の発行により法人の発行する出資証券を含みます。)、証券投資信託又は貸付信託の受益証券

第3順位 動産

ハ 物納に充てることができる財産は、管理処分不適格財産に該当しないものであること及び物納劣後財産に該当する場合には、他に物納に充てるべき適当な財産がないこと。

ニ 物納しようとする相続税の納期限又は納付すべき日(物納申請期限)までに、**物納申請書**に物納手続関係書類を添付して税務署長に提出すること。

③ 管理処分不適格財産及び物納劣後財産

次に掲げるような財産(管理処分不適格財産)は、物納に不適格な財産となります。

イ 不動産

- A 担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産
- B 権利の帰属について争いがある不動産
- C 境界が明らかでない土地
- D 隣接する不動産の所有者とその他の者との争訟によらなければ通常の使用ができないと見込まれる不動産
- E 他の土地に囲まれて公道に通じない土地で民法第 210 条の規定による通行権の内容が明確でないもの
- F 借地権の目的となっている土地で、その借地権を有する者が不明であることその他これに類する事情があるもの
- G 他の不動産(他の不動産の上に存する権利を含みます。)と社会通念上一体として利用されている不動産若しくは利用されるべき不動産又は二以上の者の共有に属する不動産
- H 耐用年数(所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数をいいます。)を超過している建物(通常の使用ができるものを除きます。)
- I 敷金の返還に係る債務その他の債務を国が負担することとなる不動産
- J その管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産
- K 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある目的に使用されている不動産その他社会通念上適切でないと認められる目的に使用されている不動産
- L 引渡しに際して通常必要とされる行為がされていない不動産
- M 地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている不動産で次に掲げる者がその権利を有しているもの
  - (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下暴力団員等という。)
  - (2)暴力団員等によりその事業活動を支配されている者
  - (3)法人で暴力団員等を役員等(取締役、執行役、会計参与、監査役、理事及び監事並びにこれら以外の者で当該法人の経営に従事している者並びに支配人をいう。)とするもの

ロ 株式

- A 譲渡に関して金融商品取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、その手続がとられていないもの
- B 譲渡制限株式
- C 質権その他の担保権の目的となっているもの
- D 権利の帰属について争いがあるもの
- E 共有に属するもの(共有者全員がその株式について物納の許可を申請する場合を除きます。)
- F 暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。)とする株式会社が発行した株式



ハ 上記以外の財産

その財産の性質が上記の財産に準ずるものとして税務署長が認めるもの

また、次に掲げるような財産(物納劣後財産)は、他に物納に充てるべき適格な財産がない場合に限り物納に充てることができます。

- イ 地上権、永小作権若しくは耕作を目的とする賃借権、地役権又は入会権が設定されている土地
- ロ 法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地
- ハ 土地区画整理法による土地区画整理事業等の施行に係る土地につき仮換地又は一時利用地の指定がされていない土地(その指定後において使用又は収益をすることができない土地を含みます。)
- ニ 現に納税義務者の居住の用又は事業の用に供されている建物及びその敷地(納税義務者がその建物及び敷地について物納の許可を申請する場合を除きます。)
- ホ 劇場、工場、浴場その他の維持又は管理に特殊技能を要する建物及びこれらの敷地
- ヘ 建築基準法第43条第1項に規定する道路に2メートル以上接していない土地
- ト 都市計画法の規定による都道府県知事の許可を受けなければならない開発行為をする場合において、その開発行為が開発許可の基準に適合しないときにおけるその開発行為に係る土地

- チ 都市計画法に規定する市街化区域以外の区域にある土地(宅地として造成することができるものを除きます。)
- リ 農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められた区域内の土地
- ヌ 森林法の規定により保安林として指定された区域内の土地
- ル 法令の規定により建物の建築をすることができない土地(建物の建築をすることができる面積が著しく狭くなる土地を含みます。)
- ロ 過去に生じた事件又は事故その他の事情により、正常な取引が行われぬおそれがある不動産及びこれに隣接する不動産
- ヲ 事業の休止(一時的な休止を除きます。)をしている法人に係る株式

(注1)

財産の生前贈与を受けて相続時精算課税又は非上場株式の贈与税の納税猶予の適用を受けている場合には、それらの適用対象となっている財産は、贈与者の死亡によりその贈与者から受贈者が相続により取得したものとみなされますが、これらの財産は物納の対象にすることはできません。

(注2)

物納申請財産の後順位の財産は、税務署長が特別の事情があると認める場合及び先順位の財産に適当な価額のものがない場合に限って物納に充てることができます。